

## 1 特定動物とは？

人の生命・身体等に害を加えるおそれのある動物のことで、トラ、タカ、ワニ、マムシなど約650種（哺乳類・鳥類・爬虫類）が対象となり、許可なく飼養又は保管することができません。

※リストは別表を参照（特定外来生物を除く）

普段はおとなしいですが、十分な殺傷能力を備えた猛獣です。



### <特定外来生物とは>

生態系等へ被害を及ぼす又は及ぼすおそれのある海外起源の生物のことで、外来生物法に基づき、約130種類が指定され、飼養、保管、運搬、輸入等の取り扱いが規制されています。

## 2 許可は必ず必要か？

原則として、特定動物の種類ごとに飼養又は保管のための許可が必要になります。許可申請等には手数料がかかります。また、許可の有効期間は、5年を超えない範囲内で自治体が定める期間になります。

※非常災害時の応急的な措置や、獣医師が診察のために行う場合等については、特例的に許可がいらぬこととされています。

## 3 どのような規制か？

特定動物を飼養又は保管する場合には、「動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護管理法）」によって規定されている飼養施設の構造や保管方法等についての基準を守らなくてはなりません。また、自治体によっては、地域の事情に応じて、独自の規則や基準を条例により制定している場合があります。手続等については、管轄の都道府県又は政令市の動物愛護管理行政担当部局にお問い合わせください。

※都道府県によっては、その許可の事務を中核市等に委任している場合があります。

## 4 どんな基準を守る必要がある？

基準等の一例（概要）は、次の通りです。

### ①飼養施設の構造や規模に関する事項

- 一定の基準を満たした「おり型施設」などで飼養保管する
- 逸走を防止できる構造及び強度を確保する

### ②特定動物の飼養又は保管の方法に関する事項

- 定期的な施設の点検を実施する
- 第三者の接触を防止する措置をとる
- 特定動物を飼養している旨の標識を掲示する
- 施設の外で飼養等しない
- マイクロチップ等による個体識別措置をとる



毒ヘビ類は小さな隙間からも逃げるので注意が必要です。一度逃げると捜索は困難です。

## 5 マイクロチップの埋め込み等は必要？

特定動物の所有者（許可を受けた人）等を明確にするために、マイクロチップ、脚環（鳥類）等による個体識別措置が義務づけられています。

- マイクロチップは、皮膚の下に埋め込む小さな電子標識器具（ICチップ）です。
- マイクロチップを装着していると動物が逃走しても、発見できれば、すぐに身元が確認できます。



マイクロチップ  
原寸大（直径2mm、長さ12mm）

## 6 罰則等はあるか？

### 許可の取消等

飼養施設の構造や保管方法等についての基準が守られていない場合は、許可の取消し等の措置があります。

### 罰則

以下の行為を行った場合には、個人の場合は6ヶ月以下の懲役または100万円以下の罰金、法人の場合は5,000万円以下の罰金が課せられる場合もあります。

- 無許可で特定動物を飼養又は保管する
- 不正の手段で許可を受ける
- 許可なく以下を変更する

特定動物の種類及び数、飼養施設の所在地、飼養施設の構造及び規模、飼養又は保管の方法、飼養又は保管が困難になった場合における措置に関する事項

## 7 諸手続き・相談はどこに？

お住まい、または、事業所のある都道府県又は政令市の動物愛護管理行政担当までお問い合わせください。

地方自治体連絡先一覧ホームページ

[https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/3\\_contact/](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/3_contact/)

※自治体によっては、地域の事情に応じて、条例により独自の措置が実施されている場合があります。

## 飼い主の覚悟と責任

災害等で飼養又は保管が困難になった場合に備えて、次のいずれかを行うことをあらかじめ決めておく必要があります。

- 譲渡先又は譲渡先を探すための体制の確保
- 自らの責任において殺処分（譲渡先の確保が困難な場合）

※地方自治体の防災計画等では、逸走時の通報義務など、災害時における特定動物について記載されている場合があります。必ず確認してください。